

江戸川区議会委員会条例の一部を改正する条例

江戸川区議会委員会条例（昭和三十一年九月江戸川区条例第七号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項ただし書中「議会運営委員」の下に「及び特別委員」を加える。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

（説明）

特別委員の選任方法について、本会議で諮らずに、時宜に議長が指名できるよう規定を整備する必要があるため、本案を提出いたします。